

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第687号）

2023年11月15日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、新疆に自由貿易試験区設置 北西部初の自貿区、国内22カ所目

国務院は2023年10月31日、新疆自治区に自由貿易試験区を設置するとし、同自貿区の発展に向けた全体方案となる『中国（新疆）自由貿易試験区総体方案』を公表しました。同自貿区は11月1日より発足し、北西部初、国内22カ所目の自貿区となりました。全体方案は、同自貿区の範囲や位置付けを明記した上、産業や貿易、投資、金融、アジアと欧州を結ぶ物流ハブの構築など8項目25措置を示しました。同自貿区はアジアと欧州を結ぶ黄金回廊に位置し、巨大経済圏構想「一帯一路」の推進上の門戸として、中国とユーラシアの経済・貿易協力の強化における役割が期待されています。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 『人型ロボットイノベーション発展の指導意見』の公表に関する工業情報化部の通知
（工業情報化部、11/2）

地方政策

- ✓ 『上海市の医療ロボット産業発展促進に向けた行動方案（2023～2025年）』の公表に関する通知
（上海市政府、10/31）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、新疆に自由貿易試験区設置 北西部初の自貿区、国内 22 カ所目

国務院は 2023 年 10 月 31 日、新疆自治区に自由貿易試験区(以下、新疆自貿区)を設置するとし、新疆自貿区の発展に向けた全体方案となる『中国(新疆)自由貿易試験区総体方案』¹(以下、全体方案)を公表しました。新疆自貿区は 11 月 1 日より発足し、北西部初、国内 22 カ所目の自貿区となりました。全体方案は、新疆自貿区の範囲や位置付けを明記した上、産業や貿易、投資、金融、アジアと欧州を結ぶ物流ハブの構築など 8 項目 25 措置を示しました。新疆自貿区はアジアと欧州を結ぶ黄金回廊に位置し、巨大経済圏構想「一带一路」の推進上の門戸として、中国とユーラシアの経済・貿易協力の強化における役割が期待されています。

新疆自貿区は総面積が約 180 km²で、新疆北中部の自治区都がある「ウルムチエリア」、南西部の「カシュガルエリア」、北西部の「コルガスエリア」の 3 カ所に分けます。新疆自貿区の範囲と各エリアの位置付けについては、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】新疆自貿区の範囲と各エリアの位置付け

エリア	範囲	位置付け
ウルムチ エリア	約 135 km ² 、 新疆生産建設兵団第 12 師団 所管の 31 km ² 、ウルムチ総合 保税區 2 km ² を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家物流ハブとしての機能を強化し、国際貿易や物流、先進製造業、紡織・衣料、バイオ医薬品、新エネルギー、新材料、ソフトウェア・IT サービスなどの新興産業の発展に力点を置く。 ▶ 科学教育、文化・クリエイティブ、金融イノベーション、MICE などの現代サービス業の発展にも注力し、中央アジアなど周辺諸国との交流の重要なプラットフォームを構築する。
カシュガル エリア	約 28 km ² 、 新疆生産建設兵団第 3 師団所 管の 4 km ² 、カシュガル総合保 税區 4 km ² を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際貿易通路の地理的な優位性を生かし、輸出志向型経済の拡大を進める。 ▶ 農業副産物加工、紡織・衣料製造、電子製品組立などの労働集約型産業の発展に力点を置く。 ▶ 輸入資源の加工を大々的に推進し、国際物流や越境 EC などの現代サービス業を積極的に育成し、中央アジア・南アジア市場などと結ぶ商品加工集積地を作り上げる。
コルガス エリア	約 17 km ² 、 新疆生産建設兵団第 4 師団所 管の 2 km ² 、コルガス総合保 税區 4 km ² を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ カザフスタンと隣接する物流ハブの利点を生かし、越境物流、越境観光、金融サービス、MICE などの現代サービス業の発展に力点を置く。 ▶ 地域特化の医薬品、電子情報、新材料などの産業にも注力し、国境を跨いだ経済・貿易・投資協力の新たなモデルを構築する。

(全体方案に基づき、中国アドバイザー一部作成)

全体方案の主な内容については、以下図表 2 をご参照ください。なお、新疆に特化した措置は、下線を引いております。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6912936.htm

【図表 2】全体方案の主な内容

項目	主な内容	条目
①政府機能の転換加速	<ul style="list-style-type: none"> 一流のビジネス環境を創出する。デジタル政府の構築を進め、行政サービスのDX化を推進する。 新疆自貿区に対しより多くの権限を委譲する。食品関連など重要工業品の生産許可証の発行承認につき、自主報告及び事前約束に基づいた「告知承諾制」の導入を認める。農作物種子の輸出入企業に対する種子生産経営許可証の発行権限を新疆省級の農業農村部門に移譲する。 より多くの国際的な影響力を持つ法律事務所を誘致し、涉外法律専門家チームを立ち上げ、リーガルサービスの提供能力を高める。 	第1条
	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電などの分野において国家技術イノベーションセンターの設置を進め、「一带一路」共同実験室の設立も推進する。 農業やエネルギー・資源、環境、医薬品・健康などの分野における中央アジア諸国と共同で実験室、研究開発センターの設立を検討する。 中国・中央アジア地域などに向けたイノベーション拠点、技術移転センター、インキュベーターを設立する。 	第2条
	<ul style="list-style-type: none"> 新疆自貿区における企業による温室効果ガスの自主的排出削減を奨励し、条件を満たす企業による排出権取引への参加を推進する。 企業環境情報開示制度を実施し、環境保護信用評価と修復メカニズムの整備を進める。 技術力が高く、資源消費が低く、環境に配慮したグリーン産業構造の確立に注力する。 	第3条
②投資分野の改革強化	<ul style="list-style-type: none"> 投資の自由化、利便化を推進する。外商投資企業による政府調達や標準策定などへの参入権利、政策適用の平等な扱いを確保する。 外資研究開発センターの設置を奨励し、研究開発費や研究者数、調達設備などに関する認定ハードルを引き下げる。 	第4条
	<ul style="list-style-type: none"> 企業の海外進出を支援するサービス窓口を設ける。新疆自貿区内の企業が業務連携、M&A、出資などの形式を通じ、中央アジアの「一带一路」関連国に対し、エネルギー・資源、新材料、地域特化の医薬品、農産物栽培などの領域で対外投資を展開することを奨励する。 	第5条
③対外貿易のイノベーション発展推進	<ul style="list-style-type: none"> 貿易の利便性を高める。中央アジアなど周辺国からの農産物、食品の輸入を拡大する。周辺国特産の漢方薬材の輸入を拡大する。 中国・中央アジア地域の検査検疫安全技術協力と交流を推進し、中国・中央アジア法律・標準情報交流プラットフォームを構築する。 	第6条
	<ul style="list-style-type: none"> 辺境地域や海外での倉庫設置を進め、オフショア貿易の展開を模索する。 建機や軌道交通、航空宇宙などのハイテク、高付加価値、環境保護要求に適合する保税メンテナンス業務の展開を支持する。 中央アジアの食糧、綿花などの農産物資源を統合し、関連企業による食糧、綿花輸入業務の展開をサポートする。 	第7条
	<ul style="list-style-type: none"> 綿花・紡織、トマト、シリコン製品の標準と国際標準の整合化を推進し、国際的な影響力を持つ綿花ブランドを作る。 企業による国際展示会への出展、売り場やECプラットフォームなどにおける販促活動の実施を支持する。 	第8条
④地域に特化した産業体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> 紡織・衣料製造、電子製品組立、靴・帽子・皮具、バッグなどの労働集約型産業の発展を支持する。果物、ワイン、乳製品など加工業の標準化、規模化のレベルを向上させる。 	第9条
	<ul style="list-style-type: none"> 軌道交通設備や農機、建機、新エネ車部品の製造、航空機保守、原薬生産などの産業の発展を促進する。 	第10条
	<ul style="list-style-type: none"> 国家データ戦略「東数西算」（東部のデータを西部で処理）プロジェクトへの参入を推進し、「デジタルシルクロード」構想に向けて国際通信インフラの整備を加速させる。 	第11条

【図表 2】全体方案の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
⑤金融開放	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新疆自貿区内の企業や金融機関による「一帯一路」関連国の金融機関との協力強化を奨励する。 ▶ 銀行、保険、証券など海外金融機関の進出を支援する。 ▶ 新疆自貿区内の総合保税区において先物保税引き渡し、ファイナンスリース、在庫等担保融資（ABL）などの業務の展開を支持する。 	第 12 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新疆自貿区内のハイテク新興企業に対する金融サービス力を高める。 ▶ 企業によるグリーンボンドなどの発行を推進する。輸出信用保険の対象範囲も拡大する。 	第 13 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「一帯一路」関連国とクロスボーダー人民元利用を拡大する。 	第 14 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融リスクの防止・制御システムの健全化に取り組む。AML/CFT 対策や脱税行為、違法な金融活動への取り締まりを強化する。 	第 15 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ウルムチにおける国家物流ハブの建設を加速させる。国家基幹コールドチェーン物流拠点の建設を推進する。 ▶ 中国・キルギス・ウズベキスタンを結ぶ国際鉄道の建設を進め、3カ国間の道路・鉄道複合輸送の発展を支持する。中国・パキスタンを結ぶ複合一貫輸送の発展も模索する。 	第 16 条
⑥アジアと欧州を結ぶ物流ハブの構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 複合一貫輸送関連国際標準との整合化、相互承認を進める。 ▶ 鉄道運送状に関する金融サービスの展開を模索する。 ▶ ウルムチ空港、カシュガル空港の国際航空路線ネットワークの整備需要に応じ、関係国・地域と以遠権（第 5 の自由）を含む運航権の拡大を認め、国際航空市場の育成と発展に取り組む。 	第 17 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際便航空機への保税給油業務の展開を支持する。国際郵便や越境 EC 商品の「中欧班列」（中国と欧州を結ぶ国際貨物列車）経由の輸出業務などの展開を検討する。 ▶ 国際物流企業を積極的に誘致し、流通加工、包装、情報サービス、物流金融などの物流サービスを完備する。 	第 18 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 周辺国との経済・貿易協力を強化する。上海協力機構、中国・中央アジア5カ国関連協カメカニズム、中央アジア地域経済協力（CAREC）等の国際交流プラットフォームと多国間・二カ国間協カメカニズムの役割を十分に発揮する。 	第 19 条
⑦国際連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際文化教育交流を推進する。音楽舞踊、文化遺産、芸術展覧、文化・クリエイティブ、競技会などの国際交流活動を展開し、多文化交流プラットフォームを構築する。 ▶ 新疆独特な自然風景と人文風情を生かし、世界的な影響力のある「シルクロード観光回廊」を作る。 ▶ 新疆の大学への留学に対し奨学金の支給で支援する。新疆自貿区の発展需要に対応できる国際人材を育成する。 	第 20 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 遠隔医療サービスの提供や、国内外ハイエンド医療資源の導入により、周辺国に向けたインターネット病院を作る。 ▶ 幹細胞、免疫細胞、遺伝子治療などの先端臨床診療技術の研究を展開する。 ▶ 国際医療保険などの適用を模索する。「一帯一路」関連国での医薬品登録を支持する。 	第 21 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高度人材のモチベーションを引き出すため、株式、オプション、配当などインセンティブ制度の導入を奨励する。 	第 22 条
⑧人材誘致	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新疆自貿区で長期勤務する高度人材に対し、地方政府は関連規定に基づき、住宅、医療、子女教育などの面でサポートすることが可能である。インターン生や研究者への補助金支給を支持する。 	第 23 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 業界有力企業による実験室や研究開発センターの設置、産学研連携による技術連盟、インキュベーターなどの共同設立を支持する。 	第 24 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国高度人材の投資・起業、学術交流、ビジネス活動などに対し、出入国の便宜を提供する。新疆自貿区で働く外国高度人材、技術者などに対し、ビザや就労許可、在留・永住手続き、運転免許証の切り替えなど便利なサービスを提供する。 	第 25 条

（全体方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

『人型ロボットイノベーション発展の指導意見』の公表に関する工業情報化部の通知

(原文: 工业和信息化部关于印发《人型机器人创新发展指导意见》的通知)

工信部科 [2023] 193 号

工業情報化部 2023 年 11 月 2 日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は人型ロボットの発展に向けた指導意見を公表した。指導意見は、25年と27年までの目標を示した上、具体的な取り組み内容なども明記した。
- 25年までには、人型ロボットの頭脳とアームなどに関する中核技術を取得し、完成品を世界の先進水準に引き上げ、量産化を実現することを目指す。この他、世界的な影響力を持つ企業2~3社や複数の「专精特新」（ある分野に特化した新興企業）中小企業を育成し、産業クラスター2~3カ所を設置することも目標に掲げた。
- 27年までには、イノベーション能力を大幅に向上させ、健全なサプライチェーンを整備する他、産業規模の拡大や応用シーンの多様化により、人型ロボット産業が経済成長における新たなエンジン役となることを目指すとしている。
- 人型ロボットの頭脳やアーム、本体をなす部品や操作システムなどに関する技術、材料、ソフトウェアの開発を強化する。中核部品については、特殊センサーやチップ、駆動ユニット、電池の開発に注力する。
- 3C産業（コンピュータ、通信、コンシューマー・エレクトロニクス）や自動車などの製造業を中心に、人型ロボットの応用性を高め、モデル生産ラインと工場を作る。医療や家事代行、農業、物流などの分野における応用も拡大する。
- 人型ロボット産業に関する標準の整備を進める。企業が大学、研究所などと連携しパイロットテストを行うプラットフォームを共同で構築することを支持する。
- この他、人型ロボット関連有力企業の上場支援、人材育成・誘致の強化、外資による研究開発センター、製造拠点の設置奨励、企業の海外進出や国際標準策定への参加支援などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_48fe01d562644aedb7ea3f4256df8190.html

地方政策

『上海市の医療ロボット産業発展促進に向けた行動方案（2023~2025年）』の公表に関する通知

(原文: 关于印发《上海市促进医疗机器人产业发展行动方案（2023-2025年）》的通知)

滬經信医 [2023] 935 号

上海市政府 2023 年 10 月 31 日公表

【主要内容】

- 上海市経済情報化委員会は、上海市科学技術委員会などと連名で、当市の医療ロボット産業の発展促進に向けた活動方案（2023~2025年）を公表した。活動方案は25年までの目標を示した上、具体的な取り組み内容なども明記した。手術ロボットに加え、介護・リハビリテーションロボットの開発と応用に注力する。
- 25年までには、当市の医療ロボット産業規模を100億元に押し上げ、制御やセンサー、操作などに関する中核部品の技術を取得し、世界の先進水準に達する革新的医療ロボット10件以上を開発することを目指す。この他、医療ロボット関連有力企業約10社を育成し、医療ロボット産業クラスター2カ所以上を設置し、普及可能な応用シーン10件以上を作ることも目標に掲げた。
- ビッグデータやデジタルツイン、AIなどの次世代情報技術と医療ロボットの融合を促す。AR（拡張現実）や触覚センサー、ブレイン・マシン・インタフェースなどの中核技術の開発を支援し、医療ロボ

ットのスマート化、多様化の発展を促進する。

- 3D超高精細手術支援システム、軽量ロボットアーム、リアルタイム操作システムなどの技術開発を加速させる他、中核材料やマイクロモーター、制御ユニットなどの開発も後押しする。
- 臨床応用価値と革新性が高い医療ロボットを革新的医療機器の特別審査制度の適用対象に盛り込むことを奨励し、企業の研究開発、臨床応用、登録、生産活動などに対する確かなサービスを提供する。
- 「一帯一路」関連国により良質なハイエンド医療機器とソリューションを提供する。先進国市場の開拓にも力を入れる。当市で開発・生産し、FDA（アメリカ食品医薬品局）、EMA（欧州医薬品庁）、欧州CEマーク、PMDA（医薬品医療機器総合機構）などの登録を完了して販売した医療ロボットに対し、サポートを提供する。
- 医療機関による臨床応用価値と革新性が高い医療ロボットの導入を奨励する。
- 政府調達や医療保険の適用対象への加入、医療ロボットの導入病院に対する評価などの面から支援を強化する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/gwk/search/content/2426ef1d097f427aacc5c93bb6296883>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。